

新旧対照表

浦安市運動公園屋内水泳プール管理規則（平成 11 年教委規則第 9 号）の一部改正

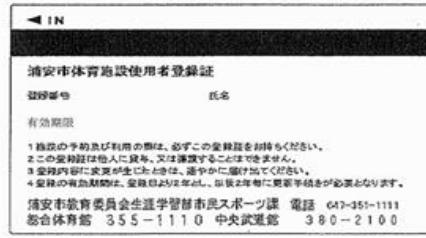
(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(専用使用の手続)</p> <p>第6条 施設のうち 25 メートルプール又は多目的プールの一部を専用使用しようとする団体は、浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可申請書（別記第4号様式）に団体用の登録証を添えて、教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(専用使用の手続)</p> <p>第6条 施設のうち 25 メートルプール又は多目的プールの一部を専用使用しようとする団体は、<u>抽選の申込みをしなければならない。</u></p>
<p><u>2～4 省略</u></p>	<p>2 前項の抽選の結果、当選した団体は、浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可申請書（別記第4号様式）に団体用の登録証を添えて、教育委員会に申請することができる。</p> <p>3～5 同 左</p> <p>6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、浦安市体育施設予約管理システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の申請の手続きに代えるものとする。 (減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。)</p> <p>7 施設を専用使用しようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に使用申請をしなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>当該使用日の使用しようとする時間に他に使用許可がされていない場合の一部専用使用の場合及び多目的プールの全面を専用使用しようとする場合の使用申請</u> 使用日の前日から起算して、2月前の日から当該使用日の前日まで</p>
	<p>(3) <u>一部専用使用の場合及び多目的プールの全面を専用使用しようとする場合の使用申請</u> 使用日の属する月の2月前の月の16日から26日まで</p> <p>8 <u>前項各号の規定にかかわらず、使用日の前日から起算して、1月前の日から当該使用日の前日までの間において、当該専用使用しようとする施設について、当該使用日の使用しようとする時間に他に使用許可がされていない場合に限り、当該施設の専用使用の申請をすることができる。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(専用使用の取消し)</p> <p>第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可書に記載された事項の取消しを求めようとするときは、<u>浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消許可申請書</u>(別記第7号様式)を、速やかに教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>(専用使用の取消し)</p> <p>第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可書に記載された事項の取消しを求めようとするときは、<u>浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消し許可申請書</u>(別記第7号様式)を、速やかに教育委員会に申請しなければならない。</p>
<p><u>2 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、<u>浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消許可書</u>(別記第8号様式)を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 省 略</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって前項の手続きに代えるものとする。</u></p> <p><u>3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、<u>浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消し許可書</u>(別記第8号様式)を当該申請者に交付するものとする。</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 同 左</p>
<p><u>2 省 略</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約システムへの入力をもって前項の手続きに代えるものとする。</u></p> <p><u>3 同 左</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前													
<p>第2号様式(第5条第2項)</p> <p>浦安市体育施設使用者登録証</p> <table border="1"><tr><td>団体名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">代表者</td><td>登録番号</td><td colspan="2">氏名</td></tr><tr><td>住 所</td><td>生年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td></td><td>有効期限</td><td>年 月 日</td></tr></table> <p>1. 施設の予約及び利用の際は、この登録証をお持ちください。 2. この登録証は他人に貸与、又は譲渡することはできません。 3. 登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。 4. 登録の有効期間は、登録日より2年とし、以後2年ごとに更新手続きが必要です。</p>	団体名			代表者	登録番号	氏名		住 所	生年月日	年 月 日		有効期限	年 月 日	<p>第2号様式(第5条第2項)</p> <p>(表)</p>  <p>(裏)</p> 
団体名														
代表者	登録番号	氏名												
	住 所	生年月日	年 月 日											
	有効期限	年 月 日												
<p><u>第4号様式 (第6条第1項)</u> <u>第7号様式 (第8条第1項)</u> 浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消許可申請書 省 略</p> <p><u>第8号様式 (第8条第2項)</u> 浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消許可書 省 略</p>	<p><u>第4号様式 (第6条第2項)</u> <u>第7号様式 (第8条第1項)</u> 浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消し許可申請書 同 左</p> <p><u>第8号様式 (第8条第3項)</u> 浦安市運動公園屋内水泳プール専用使用許可取消し許可書 同 左</p>													

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この規則の施行の日前に改正前の浦安市運動公園屋内水泳プール管理規則に基づく登録証の交付を受けている者の登録の有効期間は、改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、令和9年12月31日までとする。</u></p>	